

茂原市情報公開条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 公文書の公開（第5条－第16条）
- 第3章 不服申立て（第17条－第21条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第22条－第24条）
- 第5章 雑則（第25条－第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市民の知る権利を保障するとともに、市民の市政への参画の促進及び開かれた市政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
 - イ 市の図書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 公開 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開請求の手續)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの
- (6) 実施機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関又は国等が行う監査、検査、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理その他の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関する事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の場合において、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を前2項に規定する書面により通知するものとする。

（公開決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から14日（茂原市の休日に関する条例（平成元年茂原市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ウ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとする

するとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第14条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

第15条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

- 2 公文書の写しその他の物品（以下この項において「写し等」という。）の交付を受けるときの当該写し等の作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

（申出による公開）

第16条 実施機関は、第5条各号に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

第3章 不服申立て

（茂原市情報公開審査会への諮問等）

第17条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに茂原市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- （1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2） 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(茂原市情報公開審査会)

第20条 第17条第1項の規定による諮問に応じて調査審議するため、茂原市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、情報公開に関する事項について、実施機関に対し、意見を述べることができる。
- 3 審査会は、非常勤の委員5名をもって組織する。
- 4 委員は、情報公開に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限等)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開請求に係る公文書の提出を求め、不服申立人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問実施機関は、当該公文書の提出を拒むことはできない。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求め、その他必要な調査をすることができる。

3 審査会の審議は、非公開とする。ただし、答申は公表する。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する本市の責務)

第22条 本市は、この条例に基づく公文書の公開を行うほか、情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

(会議の公開)

第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等の附属機関その他これに類するものの会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例に特別の定めがある場合

(2) 非公開情報に該当すると認められる事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認める場合

(出資法人への協力要請)

第24条 市長は、市が資本金等を2分の1以上出資している法人に対し、当該法人が保有する情報の公開に関して、この条例の規定に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

第5章 雑則

(他の制度との調整)

第25条 この条例は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、適用しない。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供)

第26条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求

をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第27条 市長は、毎年1回、各実施機関における公文書の公開等に関する実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(茂原市公文書公開条例の廃止)

2 茂原市公文書公開条例（平成10年茂原市条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正前の茂原市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定による公開の請求及び旧条例第17条の規定による公開の申出に係る手続、処分その他の行為であって、この条例の施行の際現にされているもの又は施行日以後にされることとなるものについては、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旧条例第15条第1項の規定により置かれた茂原市公文書公開審査会は、改正後の茂原市情報公開条例第20条第1項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年茂原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(茂原市個人情報保護条例の一部改正)

6 茂原市個人情報保護条例（平成17年茂原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)